

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9		府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	国際金融ハブ取引に係る税制措置			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>専ら海外投資家を対象とする金融事業者及びそこで働く海外からの高度金融人材に対する措置を対象とする。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>国際金融ハブ取引について、金融事業者・高度金融人材が日本に参入しやすくするための税制上の措置を講ずること。</p>			
関係条文	所得税法第36条・第37条、法人税法第34条、相続税法第1条の3 等			
減収見込額	<p>[初年度] - (-) [平年度] - (-)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>			
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>専ら海外投資家を対象とする金融事業者及びそこで働く海外からの高度金融人材に対する課税の特例等を設けることで、国際金融センターの地位を確立すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日本が国際金融センターとして確立するための強みとして、生活物価・オフィス価格の安さ、治安の良さなどが指摘されてきた一方、弱みとして、税金の高さ、英語による行政対応等の不十分さ等の指摘されてきたところ。</p> <p>昨今の香港の情勢を受けて地政学リスクへの意識が高まったこと等により、グローバルに展開する金融機関は、ハブ機能を幾つかの拠点に分散・連携させる動きを加速させる可能性がある。</p> <p>これら金融事業者・高度金融人材の受け入れを加速させることが、日本をアジアの国際金融ハブとして確立するために重要である。</p>			
本要望に対応する縮減案	なし			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
	政策の達成目標	金融事業者及び高度金融人材を呼び込むことで、国際金融センターとしての地位を確立する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	金融事業者及び高度金融人材等に適用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	金融事業者や高度金融人材を呼び込むことを通じた国際金融センターの地位の確立に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は、我が国が国際的な金融の中心としての地位を確立するための税制上の措置であり、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。